

2-2 政府内制度設計

2-2-2 内閣制度と内閣機能の強化

2-1-2-10 科学技術分野における内閣機能強化

2-1-2-10-1 日本における技術と科学

(1) 技術

各分野の必要に応じて、現場と密接な関係を持った形で試験研究機関を展開

1870年工部省

1872年大蔵省富岡製糸場

1874年内務省勸業寮

1881年農商務省設置(内務省、大蔵省の関係部局を統合)

1885年工部省廃止

1893年蚕業試験場・農事試験場

1900年工業試験所

1904年大蔵省醸造試験場

1891年逓信省電気試験所

1903年陸軍火薬研究所

1909年海軍艦型試験所設置

(2) 科学

文部省の下、大学における研究基盤も確立

1877年法・理・文・医各学部からなる東京大学設置

1885年工部大学校移管(工部省廃止により)

1886年帝国大学

1890年農科大学編入

帝国大学は、現場から切り離された科学の担い手としての性格の強いもの

(3) 政府

1899年文官任用令改正の含意—技官の役割減少

2-1-2-10-2 科学技術行政の誕生と展開

(1) 科学技術行政の誕生

1927年資源審議会

1930年答申：試験研究機関の連絡統制にあたる中央機関設置の必要性指摘

1938年科学審議会@内閣：「不足資源の科学的補填に関する重要事項を調査審議」

1939年科学部—科学動員と科学研究の「総合企画機関」

1941年科学技術新体制確立要綱閣議決定

194年技術院「科学技術に関する国家総力を総合発揮せしめ、科学技術の刷新向上、就中航空に関する科学技術の躍進を図る」

科学技術審議会官制

省庁横断的に自主技術開発や国内における科学と技術の連携に本格的に取り組む際に、科学技術政策という概念が登場

技官の役割—技官地位向上運動

(2) 第2次大戦後の科学技術行政の展開

技術院廃止

1947年経済安定本部資源調査会

1948年商工省工業技術庁：産業発展のための科学技術振興を目的に試験研究機関を統合

1950年以後：個別の研究補助金を通産省、農林省、厚生省、運輸省、労働省、建設省等が各々担当

予算については科学技術行政協議会(内閣総理大臣を会長とし、関係行政機関次官、日本

学術会議推薦学識経験者により構成)の科学技術予算部会の審議を経て大蔵省に要望  
1956年科学技術庁設置—科学技術政策、原子力政策、航空政策、宇宙開発政策を担う  
1959年科学技術会議(総理大臣を議長とし、大蔵・文部大臣、経済企画庁・科学技術庁長  
官、学術会議議長、総理が指名する3人の学識経験により構成)設置  
1995年科学技術基本法—総合科学技術会議設置

### (3) 科学技術政策の多様性

科学技術に関する政策—1956年設置の科学技術庁の対象(前提として旧文部省が担当して  
きた学術政策・知識政策)

科学技術を利用する政策—前述の科学技術に関する政策に限定されるものではなく、交通  
政策、国土政策、医療政策、エネルギー政策、通信政策、農業政策、産業政策など多岐  
にわたる—明治期以来、各分野において科学技術を利用する政策が、様々な試験研究機  
関などを活用して行われてきた

最近:科学技術政策ではなく科学技術イノベーション政策と呼ばれる傾向←イノベーショ  
ンの活性化のためには、基礎研究と応用研究・開発研究をつなぎ、さらには、技術シー  
ズを実際に社会に普及させて新たな産業の創造や生活様式の変化にまで導くことが必要  
であるとの認識

## 2-1-2-10-3 総合科学技術会議

### (1) 規定

#### ①総合科学技術会議

第26条(所掌事務等):総合科学技術会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的  
な政策について調査審議すること。

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材、その他の  
科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項に関し  
て調査審議すること。

三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を  
行うこと。

#### ②内閣府

第3条(任務):内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

第4条(所掌事務):内閣府は、前条第1項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一  
を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつ  
かさどる。

四 科学技術の総合的かつ計画的振興を図るための基本的な政策に関する事項

五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関  
する事項

六 前2号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

#### ③科学技術基本法

第9条第3項:政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科  
学技術会議の議を経なければならない。

### (2) 体制

①議員:4人の民間常勤議員 cf. 経済財政諮問会議は非常勤

#### ②会合

本会議月1回—限定的

専門調査会随時、プロジェクト会合随時

大臣と有識者議員の会合週1回、常勤議員と事務局幹部週1回

③事務局体制:事務局2001年5月時点で74名(政策統括官は1人)

#### ④関連機関

多くの専門調査会(重点分野推進戦略専門調査会、評価専門調査会、科学技術システム改  
革専門調査会、生命倫理専門調査会、日本学術会議の在り方に関する専門調査会、宇宙

開発利用専門調査会)

プロジェクト (重点分野 8 分野：環境、エネルギー、ナノテク、製造技術、ライフサイエンス、社会基盤、フロンティア、IT；システム改革：産学連携；生命倫理：特定胚)

(3) 運用

①法定業務：「科学技術基本計画」策定についての諮問への答申

②予算編成過程への関与

1) 概算要求プロセス

2001 年概算要求：構造改革特別要求枠 重点 7 分野のうち科学技術について精査

2) フォローアッププロセス

分野別推進戦略の策定－「根っこ」の部分を含めた最終要求の点検－マッピング

3) 資源配分の方針

(4) 性格

①体制：民間議員は常勤、重層化

②運用：予算編成過程での役割と限界

予算・計画・評価という手段を通じて総合調整を行うための合議体＝「特定総合調整機構」(伊藤 2006)

予算に関しては、総合科学技術会議で決定される翌年度の「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」の策定や、各省庁からのヒアリングに基づく各省庁からの提案に関する S (積極的に実施すべき施策)、A (着実に実施すべき施策)、B (他の施策との均衡にも配慮しながら、重点的、効率的に実施すべき施策)、C (必ずしも必要でない施策) の四段階評価を行うことにより、一定の影響力を行使

ただし、財務省は、「査定が多段階化」は許容するが、数値目標の設定にまで踏み込んだ「査定の外部的化」を認めるつもりはなかったという点で限界

③制度的限界

文部科学省にも旧科学技術庁から引き継いだ所掌事務として、「科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」(文部科学省設置法第四条第四号)が残ったため、文部科学省においても科学技術基本計画の準備作業が並行

2-1-2-10-4 総合科学技術・イノベーション会議への改組：司令塔機能の強化

(1) 民主党政権

2011 年 8 月：第 4 期科学技術基本計画

科学技術とイノベーションを一体的に推進するために、従来の技術分野である重点推進分野等を重視する方式にかわり、社会の重要課題の解決を重視する方式

実効性のある科学技術イノベーション政策を推進するために、政策の企画立案及び推進機能の強化が重視－総合科学技術会議の総合調整機能を強化し、さらに、これを改組して、新たに「科学技術イノベーション戦略本部 (仮称)」を創設し、政策の企画立案と推進機能の大幅な強化を図ることが提唱

2011 年 10 月：科学技術イノベーション政策推進有識者研究会－12 月報告書

新たな科学技術イノベーション政策推進組織については、政策企画立案のための調査審議にとどまらず、それら政策を各府省において着実に実施することを働きかけ、また、そのために必要な関係府省間の調整を行う機能が求められている－そのためには、各府省による実施の推進に至るまで責任を有し、科学技術の振興はもとより、その成果を活用したイノベーションの実現にかかる施策までを対象として総合調整する権限と能力を有する本格的な「司令塔」への改組が必要－国家行政組織上の位置付けとしては、科学技術イノベーション政策に関する調査審議にとどまらず、その結果に基づき各府省に対し施策の実施の推進及び総合調整を行う本部組織 (本部長内閣総理大臣、副本部長科学技術イノベーション政策担当大臣)

「司令塔」は科学技術イノベーションの主要分野 (宇宙、海洋、情報通信、知的財産等) の戦略立案にも関与

司令塔機能とは別に、複雑・多様化する科学技術イノベーションに関連する政策を総理

大臣や各府省大臣が理解するためには、客観的・中立的立場を維持した科学的な知見に基づく助言が求められており、このために科学技術イノベーション顧問（仮称）の新設が必要

総合科学技術会議改組のための法案を2012年通常国会に提出したが廃案（村上2015）

## （2）安倍政権

2013年6月：科学技術イノベーション総合戦略—総合科学技術会議が早急に取り組むべき措置

政府全体の科学技術関係予算の戦略的策定

イノベーション推進のための府省横断型プログラムの創設

プログラム実施責任体制の構築

事務局体制の強化

日本再興戦略においても支持

科学技術イノベーション予算会義の設置（科学技術政策担当特命大臣を議長とし、関係省庁の幹部職員をメンバー）

府省横断型プログラム：基礎研究から出口（実用化・事業化）までを見据え、規制・制度改革や特区制度の活用等も視野に入れて推進する戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）設置—内閣府に調整費（科学技術イノベーション創造推進費）が計上され、事業予算を直接執行する—内閣府の非常勤職員としてプログラムディレクター（PD）等が配置され、また、独立行政法人を、事務手続きを行う管理法人として活用可能

2014年4月：内閣府設置法改正法案が可決（同年五月施行）

内閣府の所掌事務として、第4条第1項（6の2）として、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項が追加  
総合科学技術会議の名称を総合科学技術・イノベーション会議に変更

内閣府の具体的事務として、第4条第3項において、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関する事務、科学技術基本計画の策定及び推進に関する事務（文部科学省から移管）、科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事務（文部科学省から移管）が追加—他方、文部科学省設置法第4条第44号の「科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」については、括弧書きで「内閣府の所掌に属するものを除く」と追記され、経費の見積り方針の調整に関する同条第447号は削除—科学技術基本計画策定準備における内閣府文部科学省の重複的事務は整理

## 2-1-2-10-5 考察

### （1）経済財政諮問会議と総合科学技術会議の比較

前者は非常勤かつ全体会で集中審議

後者は常勤、重層化—むしろ柔軟性にかける

共通項：担当大臣のサポート部隊としての民間議員

### （2）「司令塔機能強化」の意味—民主党政権の議論を受けて安倍政権で実施

役割は一定程度強化された

文科省との重複排除

直接執行部分の確保：SIP

現実の運用においてはその実効性に限界

イノベーションにまで踏み込むということは、産業政策全般に関わること

実質的な方向性は産業競争力会議において議論されるという傾向

経済財政諮問会議との合同分科会も設置

### （3）内閣官房・内閣府における混雑問題

内閣官房において事務を処理することとされたもの（科学技術関連）

高度情報通信ネットワーク社会推進事務局（2001年設置）

構造改革特別区域推進本部（2002年設置）

知的財産戦略本部（2003年設置）

地球温暖化対策推進本部（2005年設置）

総合海洋政策本部（2007年設置）  
宇宙開発戦略本部（2008年設置）  
総合特別区域推進本部（2011年設置）  
国土強靱化推進本部（2013年設置）  
健康・医療戦略推進本部（2014年）  
サイバーセキュリティ戦略本部（2015年設置）等  
内閣府において事務を処理することとされたもの  
食品安全（2003年追加）  
特別区域計画の認定事務（2003年追加）  
消費者問題（2009年追加）  
総合特別区域計画の認定事務（2011年追加）  
原子力損害賠償支援機構（2011年追加）  
宇宙政策（2012年追加）  
原子力防災（2012年追加）  
番号制度（2013年追加）  
国家戦略特別区域（2013年追加）  
日本医療研究開発機構（2015年追加）等  
議員立法による設置・追加  
総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、国土強靱化推進本部、サイバーセキュリティ戦略本部、原子力防災に関する事務  
内閣官房の方が、瞬発力的な調整力が高いため、内閣官房による調整が好まれていた面  
2015年9月：内閣官房・内閣府見直し法  
（4）民間人登用型政治任用（政府CIO）、専門的特別職（独立機関）、官民交流、任期付職員等による人材確保 cf. 歴史的には文官任用令改正の逆ベクトル

<参考文献>

伊藤正次（2006）「特定総合調整機構」としての総合科学技術会議－「予算による調整」と「計画による調整」をめぐって－『公共政策研究』第6号。  
鈴木淳（2010）『科学技術政策：日本史リブレット100』山川出版社。  
村上裕一（2015）「司令塔機能強化」のデジャ・ヴュー我が国の科学技術政策推進体制の整備を例に－『年報公共政策学』第9号。